

仕 様 書

1 業務名

広島市保育園等グリストラップ清掃及び汚泥処理業務（中区・東区・南区・西区・安芸区）

2 業務内容

本業務は、保育園等の調理室近くに設置してあるグリストラップ槽（油泥貯留槽）の汚水及び沈殿物（以下「汚泥」という。）の汲み取り及び清掃を行い、汚泥を処分することにより、保育園等の正常な運営を確保するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 業務場所

別紙実施施設一覧（以下「一覧」という。）①及び②のとおり。

(2) 作業内容

① 汲み取り

ア グリストラップ槽の汚泥を汲み取る。

イ 1回当たりの汲み取り予定量は、一覧①及び②のとおりとする。

なお、汚泥等の発生量の変動その他の事由により増減する場合がある。

② 清掃

ア 汚泥を汲み取り後、槽の周囲に付着している油脂等を取り除き、水洗いする。

イ 清掃後、塩素剤を散布して消毒する。

ウ 槽内に一定の水をはる。

③ 運搬・処分

収集した汚泥は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正かつ安全に運搬、処分を行うものとする。

(3) 作業回数及び実施回数

ア 作業回数

各保育園等 年2回

ただし、一覧②に記載の保育園は年3回とする。

イ 実施時期

1回目（一覧①に記載の保育園等）：契約締結日から令和7年9月30日まで

2回目（一覧②に記載の保育園）：令和7年10月1日から令和7年12月26日まで

3回目（一覧①に記載の保育園等）：令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

※園ごとに、1回目から2回目の間及び2回目から3回目の間は約3か月、1回目から3回目の間は約6か月空けること。

3 業務実施上の留意

(1) 業務の実施日時等については、発注者又は園長と協議すること。

(2) 従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者が責任者となり関係法令に従って行うこと。

(3) 収集・運搬に当たっては、園児及び保育園等関係者に危険を及ぼさないようにし、汚泥が飛散・漏水することのないように注意すること。

(4) 業務の実施にあたって常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

(5) 業務を行う場合若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を発注者に報告のうえ、当該措置を講じ事故発生を防止すること。

4 報告

- (1) 業務完了後、別に定める完了届に園長の確認印を受け、産業廃棄物管理票（マニフェスト）とともに幼保企画課に提出する。なお、必要となる産業廃棄物管理票（マニフェスト）に係る費用は、受注者の負担とする。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）と併せ、施行前と施行後の写真を幼保企画課に提出する。

5 その他

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準等に関する事項は、別紙による。
- (2) 作業場所が保育園等であることを理解し、園児の安全に配慮すること。
- (3) 車両の乗り入れについては、保育園等の指示に従い安全に行なうこと。
- (4) 汚泥の処分に要する費用及び産業廃棄物埋立税は、受注者が負担する。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議してこれを定める。

1 受注者は委託契約記載の委託業務の実施に当たって発生する産業廃棄物の排出について、産業廃棄物管理票で管理を行うものとする。

2 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は次のとおりである。受注者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出し、発注者の承認を受けるものとする。また、提出書類に変更が生じた場合は速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(2) 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

3 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が受注者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。なお、予定数量に増減があっても、受注者は、損害賠償等を発注者に請求しないものとし、発注者はこの契約に定める処分委託費以外は一切支払わないものとする。

種類： 汚泥

数量： 9.95 m³

4 処分の場所、方法及び処分施設の処理能力

(1) 受注者は、発注者から委託された前記3の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

処分施設の処理能力： _____

(2) 処分後の廃棄物の最終処分は、次のとおりとする。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

処分施設の処理能力： _____

5 収集・運搬のための積替え・保管の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を収集運搬中に積替え又は保管することなく、速やかに前記4(1)に掲げる処分場に搬入しなければならない。

6 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、書面による承諾を与えて行われるものについてはこの限りではない。

この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除する。

7 産業廃棄物管理票

発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票に必要な事項を記入し、受注者に交付する。受注者は、発注者から交付された当該管理票に必要な事項を記入し、運搬を終了した日から10日以内、処分をした日から10日以内にそれぞれ発注者へ写しを送付する。

8 義務と責任

(1) 発注者

ア 発注者は、受注者が情報を有しないことにより不適正な処理が生ずるおそれのある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託しようとする場合は、必要な情報を受注者に通知しなければならない。

なお、発注者は、必要な情報を通知しなかったことにより受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受注者は、後記9の規定にかかわらず、発注者に受託した廃棄物の引き取りを請求することができる。

イ 発注者は、処分を委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一、混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は受託した産業廃棄物の引き取りを拒むことができる。この場合において、発注者は委託料の支払いを免れず、受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。

(2) 受注者

ア 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負う。

イ 受注者は、発注者から委託された収集・運搬又は処分が終了した都度、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。ただし、業務終了報告は、産業廃棄物管理票の写しで代えることができる。

ウ 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努めなければならない。

9 契約の解除

発注者が、広島市委託契約約款第14条の規定に基づき本契約を解除する場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物の処理については発注者の指示に従うこと。